

第3次三重県手話施策推進計画

中間案（案）

三 重 県

令和5年10月

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 現計画にかかる取組の検証
- 3 手話を取り巻く環境の変化
- 4 計画の基本方針
 - (1) 計画の位置付け
 - (2) 計画の期間
 - (3) 計画の基本的認識及び基本理念
 - (4) 計画の施策体系

第2章 施策の展開

- 1 基本的施策と具体的な取組
 - 施策1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】
 - 施策2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】
 - 施策3：手話の普及等【条例第10条】
 - 施策4：ろう児等の手話の学習等【条例第11条】
 - 施策5：事業者への支援【条例第12条】
 - 施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】
- 2 数値目標

第3章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理と見直し

参考資料

- 1 三重県における聴覚障がい者の数
- 2 聴覚障がい者のコミュニケーション手段の状況（全国）
- 3 三重県における登録手話通訳者の数
- 4 三重県における手話通訳者養成講座の講師数
- 5 三重県立聾学校の在籍幼児児童生徒数
- 6 県内市町における手話言語条例の制定状況
- 7 計画の策定経過
- 8 三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会 委員名簿
- 9 三重県手話言語条例（概要）

◆第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

手話は音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指の動き、表情等により視覚的に表現される言語であり、我が国においては明治時代に始まり、ろう者をはじめとする、関係する多くの人々の間で大切に受け継がれ、発展してきました。

しかしながら、大正時代に手話は日本語の習得を妨げるものと誤解され、聾学校では読唇と発音訓練を中心とする口話法が導入されたことから、手話が自由に使えず禁じられた歴史もありました。

三重県立聾学校では、昭和55年に聴覚障がい教員に対する情報保障として、また中学部・高等部の生徒に対する行事等での説明手段として、手話を取り入れるとともに、平成5年以降は幼稚部・小学部の教育活動でも手話を取り入れ、全国に先駆けて手話を活用した指導及び支援に取り組んできました。

国際的には、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）において、手話が言語であることが明記されました。我が国では、障害者権利条約の批准に向け、障害者基本法の改正など国内法の整備が進められ、平成26年には障害者権利条約が批准されました。

このような中、三重県では、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年6月30日、三重県手話言語条例（以下「条例」という。）を制定しました。

そして、条例に基づき、三重県における手話施策をさらに推進するため、平成29年度から令和2年度にかけては三重県手話施策推進計画に基づき、また令和3年度から令和5年度にかけては第2次三重県手話施策推進計画（以下「現計画」という。）に基づき、総合的かつ計画的に施策を展開してきました。

現計画が令和5年度に終期を迎えることから、現計画における取組の検証や、手話を取り巻く環境の変化をふまえて、第3次三重県手話施策推進計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 現計画にかかる取組の検証

【数値目標の状況】

| 目 標 項 目 | 計画策定時※1 | 実績値※2 | 令和5年度目標値 |
|-------------------------------------|---------|---------|----------|
| 災害時における聴覚障がい者支援に関する協定を締結した市町の数【施策1】 | 11 市町 | 11 市町 | 14 市町 |
| 登録手話通訳者数（県）【施策2】 | 106 人 | 116 人 | 125 人 |
| 手話通訳者の派遣件数（県）【施策2】 | 756 件 | 650 件 | 900 件 |
| 手話に触れたことのある子どもの割合※3【施策3】 | 72.9% | 76.9% | 80% |
| 聾学校における保護者向け講習会の参加者数（累計）【施策4】 | 1,292 人 | 2,314 人 | 2,200 人 |

※1 「手話に触れたことのある子どもの割合」は令和2年度実績、それ以外の項目は令和元年度実績

※2 「手話に触れたことのある子どもの割合」は令和5年度実績、それ以外の項目は令和4年度実績

※3 手話に触れたり、手話を学んだりしたことのある小学生・中学生・高校生の割合（県キッズ・モニターアンケート）

施策1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】

（1）県政情報の手話による発信等

知事定例記者会見等において手話通訳を実施するとともに、テレビ放送による県広報番組や同番組の動画配信（YouTube等）において、手話を挿入して放送・配信しました。

そのほか、県のイベント・会議等における手話通訳による情報保障の確保など、手話による情報の発信等に努めました。

ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、県に対してその意思を表示することができるよう、引き続き手話による情報の発信等に努める必要があります。

（2）手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等

三重県聴覚障害者支援センターを拠点として、手話通訳者等を派遣するとともに、ろう者からの相談に対応しました。

遠隔手話相談や遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービスなど、ICT等を活用した意思疎通支援について、市町や関係団体との連携のもと説明会を開催するなど、広く県民に周知を行いました。また、遠隔手話相談および遠隔手話通訳サービスについて、利用状況の検証を行った結果、感染症拡大防止や災害時に

利用範囲が限定されていることが、利用が低調である原因の一つであることがわかりました。

ろう者が日常生活において、手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることができるよう、引き続き三重県聴覚障害者支援センターを拠点として手話通訳者等の派遣やろう者からの相談に応じるとともに、ICT等を活用した意思疎通支援の周知と利用の促進により、情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。

(3) 災害時等における手話による情報取得等のための措置

聴覚障がい者災害支援サポーター登録を推進した結果、令和4年度までの2年間で登録者が6人増加しました。(令和4年度末登録者134人)

他方、数値目標の一つである「災害時における聴覚障がい者支援に関する協定を締結した市町の数」は、令和4年度実績が11市町であり、計画策定時と変わっていませんが、災害発生時に避難所等で障がい者等の要配慮者に対し福祉的支援を行う「三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWA T)」に聴覚障がい者団体が加入するなど、災害時における聴覚障がい者への支援体制に動きが見られます。

聴覚障がい者は災害時に情報の取得や意思疎通の困難さが原因で被害を受けやすいことから、協定等にもとづく連携のあり方について検討を行うとともに、災害時や緊急時における情報保障を推進する必要があります。

施策2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】

(1) 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充

手話通訳者の育成について、手話通訳者養成講座を開催するとともに、手話通訳者全国统一試験の対策学習会を実施し、令和4年度までの2年間で手話通訳者全国统一試験に10人が合格しました。取組の結果、数値目標の一つである「登録手話通訳者数(県)」は、令和4年度時点で116人と、計画策定時の106人から増えている一方、手話通訳者の高齢化が進んでいます。近い将来の担い手不足の解消のため、若年層を中心に幅広い年代でより多くの手話通訳者を養成し登録を推進する必要があります。

また、「手話通訳者の派遣件数(県)」の数値目標は、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画策定時の756件に対し、令和4年度実績で650件と減少しています。

引き続き、手話通訳者等及びその指導者の育成等、ろう者が意思疎通支援を適切に受けることができる体制の整備・拡充に取り組む必要があります。

施策3：手話の普及等【条例第10条】

(1) 県民が手話を学習する機会の確保等

県民が一人でも多く手話に触れ、手話を学べるよう、県ホームページ等に簡単な手話単語の動画を掲載するとともに、三重県聴覚障害者支援センターの公式LINEを開設し、情報発信の強化を図りました。

また、様々なイベント等を活用して、条例についての理解促進や手話の普及啓発を図りました。

聞こえる人が手話に関心を持ち、ろう者と簡単なコミュニケーションができるよう、県民向け手話講座を開催した結果、令和4年度までの2年間で延べ580人が受講しました。

条例の理解促進及び手話の普及に向け、県民に手話に興味を持ってもらえるよう、手話講座の開催やホームページによる情報提供の拡充に取り組む必要があります。

(2) 県職員及び市町職員に対する手話研修等の実施

県職員及び市町職員を対象とした手話研修を開催し、令和4年度までの2年間で延べ89人が受講しました。また、教職員については、オンデマンド型研修を実施し、2年間で延べ88人が受講しました。

職員が条例の基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、引き続き職員を対象とした手話研修を開催する必要があります。また、教職員に対し、聴覚障がい者に対する理解を深めるため、引き続きインターネットを活用した研修講座等を開催し、周知を図る必要があります。

(3) 幼児、児童、生徒及び学生に対する手話学習の取組促進

小中学校について、手話教室等による体験学習など、児童生徒の発達段階に応じた学習が行われるよう、情報提供を行いました。

高等学校では、県立高等学校9校で、学校設定科目として、手話に関する授業を実施しました。

聾学校において、幼稚園・小中学校・高等学校との交流及び共同学習を令和4年度までの2年間で50回実施しました。

取組の結果、数値目標の一つである「手話に触れたことのある子どもの割合」は、計画策定時の72.9%から令和5年度実績で76.9%と増加しています。手話に関する学習が共生社会についての理解を深めることをふまえ、小中学校における総合的な学習の時間等を活用した手話による合唱・演劇や、高等学校における学校設定科目等による手話に関する授業など、児童生徒が手話に接し、手話を学習する機会をつくり、手話についての理解啓発を図る必要があります。

施策4：ろう児等の手話の学習等【条例第11条】

(1) ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上

聾学校に在籍する聴覚障がいのある幼児、児童、及び生徒（以下「ろう児」という。）が、手話により様々な学びや体験ができるよう、学校生活全般を通して、手話の学習に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業等における対応として、オンラインによる授業等を実施する際には、手話等の情報保障に取り組みました。

聾学校における教職員を対象に、学校教育や日常会話に用いる手話を中心とした内容の手話研修会を2年間で計21回実施し、教職員の手話に関する知識や技術の向上を図りました。

今後も聾学校に在籍するろう児が、幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備するとともに、聾学校において、オンラインによる授業等を実施する際には、手話等の情報保障に取り組む必要があります。

また、聾学校における教職員を対象とした研修を実施し、手話に関する知識や技術の向上を図る必要があります。

(2) ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等

聾学校に在籍するろう児の保護者を対象とした手話講習会を実施した結果、令和4年度末までに延べ2,314人が参加しました。より参加しやすい形式として、初級・中級と内容を分けて実施することで、保護者の手話に関する学習の機会を確保しました。

今後も聾学校に在籍するろう児の保護者を対象とした手話講習会を実施する必要があります。

(3) 聴覚障がいのある乳幼児、保護者への手話学習の機会の確保

子ども心身発達医療センター難聴児支援部門において、聴覚障がいのある乳児（0歳児）の保護者を対象に、0歳児療育（つくしんぼ）集団支援や保護者講座を通して、手話に触れる機会を確保しました。

今後も、聴覚障がいのある乳児とその保護者への支援の一環として、手話学習会の開催など、引き続き手話に触れる機会の確保に努める必要があります。

施策5：事業者への支援【条例第12条】

(1) 事業者のろう者へのサービス提供時やろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援

県内各ハローワークと県が共催する障がい者就職面接会や、県主催の「ステップアップ大学」において、手話通訳者を派遣しました。

バリアフリー観光を推進するため、県内の観光施設、宿泊施設を対象にバリアフリー観光に係る実態調査やアドバイスをを行いました。

引き続き、ハローワークと県が共催する障がい者就職面接会に手話通訳者を派遣するとともに、ステップアップ大学などのセミナーにおいて、参加者からの依頼にもとづき手話通訳者の派遣を行います。

また、県内の観光施設、宿泊施設に対し、手話通訳に係る情報の提供や聴覚障がいのある方々への対応等を含めたバリアフリー観光について取組を進める必要があります。

施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】

(1) ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等

一般社団法人全国手話通訳問題研究会が行う手話通訳者の雇用環境に関する実態調査など、ろう者や手話通訳者等の関係団体等が行う調査研究に協力しました。

引き続き、ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力する必要があります。

3 手話を取り巻く環境の変化

- ・令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行により、遠隔手話通訳サービスの導入をはじめ、ICTを活用した意思疎通支援の機会が増えました。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行された現在においても、ICTはろう者にとって、日常生活や災害時等における重要なコミュニケーションツールです。また、一部の企業において、AIによる手話認識技術の研究・開発が進められており、今後ろう者のコミュニケーション環境のさらなる向上が予想されます。
- ・令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（いわゆる「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）が施行され、障がい者による情報の取得や利用、意思疎通に係る施策の促進が図られることになりました。ろう者を含む障がい者が、可能な限り障がいのない者と同じの内容の情報を取得できるよう、情報アクセシビ

- リテイの向上に向けた取組を進める必要があります。
- ・令和3年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が改正され、令和6年4月から事業者の合理的配慮の提供が義務化されます。これに伴い、情報保障の確保の観点から、手話通訳者等の派遣ニーズの高まりが想定されることから、ろう者が手話通訳者等の派遣による意思疎通支援を適切に受けることができるよう、体制の拡充を図る必要があります。

4 計画の基本方針

現計画で残された課題と手話を取り巻く環境の変化をふまえつつ、現計画の基本理念、施策体系を継承し、本計画を策定することとしました。

（1）計画の位置付け

本計画は、条例第7条第1項の規定に基づき、「手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるもので、県障害者計画（「みえ障がい者共生社会づくりプラン」）の一部として策定します。

（2）計画の期間

本計画は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の一部を構成することから、計画期間については、「みえ障がい者共生社会づくりプラン—2024年度～2026年度—」と同様に、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

（3）計画の基本的認識及び基本理念

<基本的認識>

手話とは、「独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたもの」であり、「ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語」です。

<基本理念>

上記2つの基本的認識のもと、ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現をめざします。

（4）計画の施策体系

条例に定められた6つの基本的施策を柱として取組を進めます。また、数値目標を設定して進行管理に活用し、PDCA（計画→実行→評価→改善）のプロセスにより施策を推進していきます。

施策1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】

- (1) 県政情報の手話による発信等
- (2) 手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等
- (3) 災害時等における手話による情報取得等のための措置

施策2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】

- (1) 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充

施策3：手話の普及等【条例第10条】

- (1) 県民が手話を学習する機会の確保等
- (2) 県職員及び市町職員に対する手話研修等の実施
- (3) 幼児、児童、生徒及び学生に対する手話学習の取組促進

施策4：ろう児等の手話の学習等【条例第11条】

- (1) ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上
- (2) ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等
- (3) 聴覚障がいのある乳幼児、保護者への手話学習の機会の確保

施策5：事業者への支援【条例第12条】

- (1) 事業者のろう者へのサービス提供時やろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援

施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】

- (1) ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等

<施策の展開イメージ>

基本的認識及び基本理念

<基本的認識>

手話とは、「独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたもの」であり、「ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語」である。

<基本理念>

上記2つの基本的認識のもと、ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現をめざす。



施策体系

施策1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】

施策2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】

施策3：手話の普及等【条例第10条】

施策4：ろう児等の手話の学習等【条例第11条】

施策5：事業者への支援【条例第12条】

施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】

◆第2章 施策の展開

1 基本的施策と具体的な取組

施策1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】

(1) 県政情報の手話による発信等

ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、県に対してその意思を表示することができるよう、情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、手話による情報の発信等に努めます。

<具体的な取組>

① 手話付きテレビ広報番組の制作・放映（総務部）

テレビ放送により県が提供する広報番組及び同番組の動画配信(YouTube等)において、手話を挿入して放送・配信します。

② 知事定例記者会見等における手話通訳の実施（総務部）

知事定例記者会見等において手話による通訳を実施します。

③ 県庁見学における情報保障の確保（総務部）

県庁見学において、手話通訳による情報保障の確保に努めます。

④ みえ出前トークにおける情報保障の確保（総務部）

みえ出前トークにおいて、手話通訳による情報保障の確保に努めます。

⑤ 県のイベント・会議等における情報保障の確保（各部局）

県が実施するイベントや会議、コマーシャル等において、手話通訳による情報保障の確保に努めます。

⑥ 文化施設における情報保障の推進（環境生活部）

県立文化施設において、筆談や資料提示、手話研修の受講促進に取り組むとともに、手話通訳の活用など、各施設の特性をふまえて、ろう者に配慮した観覧環境の提供に努めます。

⑦ 選挙における情報保障の推進（選挙管理委員会）

政見放送が実施される選挙が執行される場合、手話通訳の付与が可能な制度の周知を図るとともに、円滑な実施に努めます。

⑧ 「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」に基づく情報保障の推進（子ども・福祉部）

誰もが必要な情報を入手できるよう、県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿って手話を含めたわかりやすい情報発信を進めます。また、令和5年度に改定する「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を活用し、会場の設営や運営について、手話の利用を含めたユニバーサル

デザインに配慮された、誰もが参加しやすいイベントの開催を進めます。

⑨ 手話付き映像作品の拡充・貸出（子ども・福祉部）

ろう者が様々な情報を入手できるよう、三重県聴覚障害者支援センターにおいて、手話付き映像作品を拡充するとともに無料貸出を行います。

（２）手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等

ろう者が日常生活において、手話により情報を取得し、その意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点機能の確保及び拡充等を行うよう努めます。

<具体的な取組>

① 三重県聴覚障害者支援センターによる支援の実施（子ども・福祉部）

手話通訳者等の派遣や、ろう者からの相談に応じるなど、三重県聴覚障害者支援センターを拠点として、ろう者に対する支援を実施します。

② ろう者からの相談等に応じる拠点の機能拡充に向けた検討（子ども・福祉部）

ろう者が地域で安心して暮らすことができるよう、情報提供や相談支援等に応じる拠点機能の拡充に向けた検討に取り組みます。

また、感染症の拡大防止や災害時における意思疎通支援のツールとして提供を開始した遠隔手話相談及び遠隔手話通訳サービスについて、手話通訳者等の確保が困難な遠隔地でのイベント開催時など、利用範囲を拡大することで利用を促進し、ろう者の情報アクセシビリティの向上を促進します。

さらに、遠隔手話相談、遠隔手話通訳サービス及び電話リレーサービスを含めたICT等を活用した意思疎通支援について、周知を図ります。

③ ろう者による警察への緊急通報手段の周知及び職員に対する電話リレーサービスの啓発（警察本部）

ろう者による警察への緊急通報の手段として「ファックス 110 番」、「ウェブ 110 番」、「110 番アプリシステム」及び「電話リレーサービス」があることを、1月10日の「110番の日」の広報のほか、県警ホームページへの掲載、聴覚障がい者団体を通じた情報提供により、周知を図っていきます。

また、電話リレーサービスを利用した緊急通報に適切に対応するため、県警職員に対する周知の徹底を図っていきます。

（３）災害時等における手話による情報取得等のための措置

災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町その他の関係機関との連携等をはじめとする必要な措置を講ずるよう努め

ます。

<具体的な取組>

① 福祉避難所の確保促進（子ども・福祉部）

災害時等において、ろう者の手話等による情報・コミュニケーションを支援できるよう、市町に対し、一般避難所でのろう者への支援に関する検討・準備のほか、福祉避難所の指定や福祉避難所に係る社会福祉施設等との協定締結を働きかけます。

② 災害に備えた聴覚障がい者の支援体制の検討（子ども・福祉部）

市町との「災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定」にもとづく連携のあり方や、三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）における聴覚障がい者団体の役割について、検討を進めます。

③ 聴覚障がい者災害支援サポーターの登録推進（子ども・福祉部）

災害発生時において、要支援聴覚障がい者への情報提供や意思疎通支援などを適切に行えるよう、聴覚障がい者団体及び防災関係機関の協力を得ながら、手話が可能な聴覚障がい者災害支援サポーターの登録を推進します。

施策2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】

(1) 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充

手話通訳者等及びその指導者の育成に努め、市町その他手話通訳事業を行う者と連携して、ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通支援を適切に受けられることができる体制の整備及び拡充に努めます。

<具体的な取組>

① 手話通訳者等の派遣事業の実施（子ども・福祉部）

三重県聴覚障害者支援センターにおいて、市町や障がい当事者団体等からの派遣要請に応じて、手話通訳者等を派遣します。

② 手話通訳者の人材育成の推進（子ども・福祉部）

ろう者と聞こえる人との意思疎通を行う手話通訳者の育成を推進するため、手話通訳者養成講座を開催します。なお、受講者の募集の際には、県内の大学等で手話の授業を受講している学生や、手話サークル団体への広報等により、特に若年層の手話通訳者の確保に努めます。

③ 手話通訳者全国統一試験対策学習会の実施（子ども・福祉部）

登録手話通訳者の確保を推進するため、手話通訳者養成講座の修了者を対象に、手話通訳者全国統一試験の対策学習会を実施します。

④ 手話通訳者の技術向上及び指導者の人材育成推進（子ども・福祉部）

手話通訳の専門化や多様化に対応するため、手話通訳者スキルアップ研修を実施します。また、指導者養成研修会の受講を促進し、手話通訳者養成講座を担当する指導者の人材育成を進めます。

⑤ 市町等への手話関係情報の提供等（子ども・福祉部）

手話奉仕員養成講座を未実施の市町に実施に向けて働きかけを行います。また、市町が実施する手話奉仕員養成講座の修了者について、手話の知識及び技術の向上を図り、手話通訳者養成への着実なステップアップとなるよう、県が策定した手話奉仕員スキルアップ講座カリキュラムが、市町で活用されるよう働きかけを行います。加えて、手話を学ぶ人が、手話によるコミュニケーション能力を確認し、活動の目安として活用できるよう、全国手話検定試験に関する情報について、市町等に周知を行います。

施策3：手話の普及等【条例第10条】

(1) 県民が手話を学習する機会の確保等

市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学習する機会の確保等に努めます。

<具体的な取組>

① 県ホームページやSNSを通じた手話に関する情報等の掲載（子ども・福祉部）

条例の理解促進及び手話の普及を図るため、県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページやSNSを通じて、条例の概要や手話に関する情報を発信するとともに、県民が一人でも多く手話に触れ、一緒に手を動かして手話を学べるよう、県ホームページに簡単な手話動画を掲載します。

② 手話パンフレット等による普及啓発（子ども・福祉部）

手話パンフレットなどを活用して、手話の普及啓発を進めます。特に、次代を担う子どもたちに興味を持ってもらうため、イラストや三重県聴覚障害者協会マスコットキャラクター「できるカモン」等を活用した、親しみやすく効果的な手話の普及啓発に取り組みます。 ※できるカモンのイラストを挿入

③ イベント等を活用した手話の普及啓発（子ども・福祉部）

次代を担う子どもたちに手話に興味を持ってもらうため、関係団体や市町等と連携し、多くの人が集まる場など様々なイベント等を活用して、条例についての理解促進や手話の普及促進を図ります。

④ 県民向け手話講座の開催（子ども・福祉部）

聞こえる人が手話に関心を持ち、ろう者と簡単な手話によるコミュニケーションができるように、県民向け手話講座の開催回数を増やすなど、拡充に努め

ます。

⑤ 手話サークル団体の情報提供等（子ども・福祉部）

地域で活動する手話サークル団体の交流促進や情報交換を図るとともに、県民が手話を学ぶことができるよう手話サークル団体に係る情報提供を行います。

(2) 県職員及び市町職員に対する手話研修等の実施

県職員及び市町職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、手話に関する研修等を行います。

<具体的な取組>

① 県職員及び市町職員に対する研修の実施（子ども・福祉部）

県及び市町の機関において、基本的な手話により、ろう者とコミュニケーションを図ることができるよう、県職員に対する手話研修を実施するとともに、市町に対する支援として、市町職員向け手話研修を実施します。

② 教職員に対するインターネットを活用した研修講座の受講促進（教育委員会）

手話やろう者への理解を深め、手話を学ぶ取組を推進するため、県内の教職員に対するオンデマンド型研修（ネットDE研修）「手話入門～コミュニケーションをとるために～」の受講促進に努めます。

(3) 幼児、児童、生徒及び学生に対する手話学習の取組促進

手話に関する学習が共生社会についての理解の増進に役立つことをふまえ、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を促進するよう努めます。

<具体的な取組>

① 手話を学ぶ取組の実施（教育委員会）

小中学校において、総合的な学習の時間等を活用し、児童生徒の手話による合唱や演劇、地域の方から手話を学ぶ取組等を実施することにより、児童生徒が手話について理解する機会を確保するよう働きかけます。

② 手話に関する授業や活動する機会の充実（教育委員会）

高等学校において、学校の実態や生徒の特性等に応じて、学校設定科目等により手話に関する授業を実施します。

③ 手話についての理解啓発の促進（教育委員会）

聾学校において、幼稚園・小中学校・高等学校との交流及び共同学習を進める際には、手話の普及促進に係るリーフレット等を活用し、手話についての理解啓発を図ります。

④ 人権学習指導資料の活用（教育委員会）

手話に関する内容を掲載している人権学習指導資料（県教育委員会作成）の

教材活用を各学校に働きかけます。また、様々な教科学習においても、手話に関する内容の学習に取り組むよう、各学校に働きかけます。

⑤ 学校出前授業及び子ども手話教室等の開催（子ども・福祉部）

「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」において、ろう者をはじめ聴覚障がい者と話す方法等についての授業を実施し、次代を担う子どもたちにユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、手話を使用しやすい環境づくりを推進します。

また、子ども手話教室等を開催し、子どもたちが手話を学ぶ機会の確保を図ります。

施策4：ろう児等の手話の学習等【条例第11条】

(1) ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上

ろう児が手話を獲得し、手話により各教科等を学習することができるよう、ろう児が在籍する学校において幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備し、当該学校の教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講じるよう努めます。

<具体的な取組>

① ろう児に対する手話教育の環境整備（教育委員会）

聾学校に在籍するろう児が、手話により、様々な学びや体験ができるよう、自立活動の時間における指導をはじめ、学校生活全般を通した手話による学びの提供に取り組めます。

また、ICT機器を活用したオンライン教材を提供する際には、手話等の情報保障に取り組めます。

② 教職員に対する研修の実施（教育委員会）

聾学校において、教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、校内研修会を実施するとともに、聾学校以外の教職員が参加できるよう、夏季研修会や公開講座を実施するなど、計画的な研修を実施します。

(2) ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等

ろう児が在籍する学校において、ろう児の保護者に対する手話に関する学習の機会を確保するほか、手話に関する教育に係る相談及び支援を行うよう努めます。

<具体的な取組>

① 保護者に対する手話講習会等の実施（教育委員会）

聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を実施するとともに、内容の充実を図ります。また、保護者への手話に関する相談及び支援を実施します。

（３）聴覚障がいのある乳幼児、保護者への手話学習の機会の確保

聴覚障がいのある乳幼児が手話を獲得するための機会を確保するほか、その保護者に対する手話に関する学習の機会を確保するよう努めます。

<具体的な取組>

① 乳幼児及び保護者を対象とした教育相談等の実施（教育委員会）

聾学校において、聴覚障がいのある乳幼児及び保護者の手話に関する学習の機会を確保するため、乳幼児及び保護者を対象とした教育相談を通して手話獲得の取組を進めるとともに、保護者を対象とした手話講習会を実施します。

② 聴覚障がいのある乳児、保護者への支援等（子ども・福祉部）

子ども心身発達医療センター難聴児支援課において、聴覚障がいのある乳児の保護者を対象に手話学習会を実施するなど、聴覚障がいのある乳児とその保護者への支援の一環として手話の普及に努めます。

施策５：事業者への支援【条例第１２条】

（１）事業者のろう者へのサービス提供時やろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援

令和６年４月から、事業者による、ろう者を含む障がい者へのサービス提供時における合理的配慮が義務化されることから、事業者がろう者に対しサービスを提供する際やろう者の雇用時において、手話の使用に関して合理的な配慮を行えるよう、必要な支援に努めます。

<具体的な取組>

① サービス提供時における手話の使用を含めた合理的配慮の周知（子ども・福祉部）

ろう者を含む障がい者へのサービス提供時における合理的配慮について、事業者（主に接客を行う店舗、飲食店、観光業等）を対象に、専門員が積極的にアウトリーチを行うことで、啓発を図ります。併せて三重県手話言語条例や合理的配慮のひとつとしての手話の使用について周知を行います。

② 福祉サービス事業所等に対する周知の推進（子ども・福祉部、医療保健部）

障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所等に対して、福祉従事者

研修など様々な機会を通して、ろう者へのサービス提供時等における、手話の使用等に関する合理的配慮について周知を図ります。

- ③ 「医療ネットみえ」における手話対応可能な医療機関の周知（医療保健部）
医療機関検索サイト「医療ネットみえ」において、「手話による対応」ができる医療機関を表示し、周知を図ります。
- ④ 観光施設等における情報保障の推進（観光部）
バリアフリー観光を推進するため、関係機関と連携のうえ、バリアフリー観光に係る実態調査を行うとともに、県内の観光施設、宿泊施設に対して聴覚障がい者とのコミュニケーションのとり方等のアドバイスを行います。
- ⑤ 雇用の分野における手話の使用を含めた合理的配慮の周知（雇用経済部）
労働局やハローワークと連携し、様々な機会を通じ、雇用の分野における合理的配慮の提供義務等について周知を図るとともに、併せて三重県手話言語条例や合理的配慮のひとつとしての手話の使用について周知を図ります。また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による助成金等、障がい者雇用に係る事業者への支援施策について周知を図ります。
- ⑥ 障がい者就職面接会における手話通訳者の派遣（雇用経済部）
県内各ハローワーク等が実施する障がい者就職面接会において、手話通訳者の派遣を行います。

施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】

(1) ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等

ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に役立つために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力します。

<具体的な取組>

- ① 手話に関する調査研究への協力（子ども・福祉部）
一般社団法人全国手話通訳問題研究会が行う手話通訳者の雇用環境に関する実態調査など、ろう者や手話通訳者等の関係団体が行う手話に関する調査研究の推進及び成果の普及に協力します。

2 数値目標

上記の施策を展開するにあたり、以下のとおり目標とすべき数値を設定します。

| 項目 | 現状 ※1 | 令和8年度 目標値 |
|--------------------------|--------|--------------|
| 聴覚障がい者災害支援サポーター登録者数 | 134人 | 150人 |
| 登録手話通訳者数（県） | 116人 | 135人 |
| 手話通訳者の派遣件数（県） ※2 | 650件 | 900件 |
| 手話に触れたことのある子どもの割合 ※3 | 76.9% | 80% |
| 聾学校における保護者向け講習会の参加者数（累計） | 2,314人 | 3,900人 |

※1 「手話に触れたことのある子どもの割合」は令和5年度実績、それ以外の項目は令和4年度実績

※2 派遣件数には遠隔手話通訳サービスを含む

※3 手話に触れたり、手話を学んだりしたことのある小学生・中学生・高校生の割合（県キッズ・モニターアンケート）

◆第3章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の基本理念を実現するため、市町及び関係機関等と連携・協力し、各施策を推進します。

(1) 県、市町及び関係機関等の役割等

- 県は、市町及び関係機関と連携・協力して、手話を使用しやすい環境の整備の推進等、観光地等において手話を使用しやすい環境の整備、教育活動等を通じた基本理念に対する県民の理解の促進に取り組みます。【条例第3条、第4条】
- 市町は、県等と連携・協力して、災害時等におけるろう者の情報確保、手話通訳者等の派遣、手話を学習する機会の確保、ろう児等の手話の学習等の促進に取り組みます。【条例第8条～第11条】
- 関係機関は、県等と連携・協力して、災害時等におけるろう者の情報確保、手話を学習する機会の確保、ろう児等の手話の学習等の促進に取り組みます。【条例第8条、第10条、第11条】
- 県民は、基本理念を理解するよう努めるものとします。また、ろう者及び手話通訳者等は、県の施策に協力し、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとします。【条例第5条】
- 事業者は、基本理念に則り、ろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとします。【条例第6条】

(2) 県の体制

本計画に基づき、手話を使用しやすい環境の整備を推進するため、福祉、教育、雇用など、それぞれの分野が協議・連携し、施策を総合的に推進します。

2 計画の進行管理と見直し

条例第7条第1項の規定に基づき、本計画は県障害者計画（「みえ障がい者共生社会づくりプラン」）の一部と位置づけられることから、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の進行管理と併せて、下記により、本計画に基づく各取組の進捗状況を把握するなど、適切な進行管理を行います。

また、本計画は令和8年度を目標年度として策定するものですが、本計画の進捗等の状況変化により、見直しの必要が生じた場合は、計画期間中においても、適宜必要な見直しを行います。

① 計画 (Plan)

本計画により、県における、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を定めます。計画策定については、三重県障害者施策推進協議会の手話施策推進部会において調査審議を行ったうえで、三重県障害者施策推進協議会等で意見を聴くとともに、県議会での審議やパブリックコメントの実施により、いただいた意見を計画に反映します。

② 実行 (Do)

本計画に基づき、具体的な施策を展開します。施策の展開にあたっては、福祉、教育、雇用などの各分野が協議・連携し、総合的に推進します。

③ 評価 (Check)

本計画に掲げた施策の実施状況について、毎年度、年次報告としてとりまとめます。とりまとめた年次報告について、三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会等において報告し、施策の達成状況について、調査等を行うとともに、現状を分析し、課題を抽出します。

④ 改善 (Act)

評価によって、明らかになった施策等の課題について、次年度の施策展開に反映します。

◆参考資料

1 三重県における聴覚障がい者の数

| 項目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|------------|------------|------------|
| 身体障害者手帳交付者数 | 69,760人 | 68,790人 | 67,454人 |
| 聴覚・平衡機能障害 | 7,033人 | 7,019人 | 6,947人 |
| 三重県人口 | 1,761,635人 | 1,744,795人 | 1,731,863人 |

※出典：身体障害者手帳交付者数（子ども・福祉部調査）、三重県人口（政策企画部調査）
いずれも各年4月1日現在

2 聴覚障がい者のコミュニケーション手段の状況（全国） （複数回答）

| 区分 | 補聴器・人工内耳 | 読話 | 筆談・要約筆記 | 手話・手話通訳 | パソコン・意思疎通支援機器・ファックス | 携帯電話・スマートフォン・タブレット端末 | その他 |
|-------|----------|-------|---------|---------|---------------------|----------------------|-------|
| 65歳未満 | 29.2% | 10.4% | 22.9% | 25.0% | 18.8% | 27.1% | 4.2% |
| 65歳以上 | 20.2% | 2.7% | 9.0% | 4.3% | 6.4% | 4.2% | 11.2% |

※出典：厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果」（三重県で加工）

3 三重県における登録手話通訳者の数

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------------|-------|-------|-------|
| 登録手話通訳者数（市町登録分を含む） | 133人 | 128人 | 127人 |

4 三重県における手話通訳者養成講座の講師数

| | 令和2年度 | 平成3年度 | 令和4年度 |
|---------------|-------|-------|-------|
| 手話通訳者養成講座の講師数 | 13人 | 14人 | 15人 |

5 三重県立聾学校の幼児児童生徒数

| 学部 | 幼稚部 | 小学部 | 中学部 | 高等部 | 専攻科 | 合計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人数 | 18人 | 25人 | 13人 | 24人 | 1人 | 81人 |

※令和5年5月1日現在

6 県内市町における手話言語条例の制定状況

| 市町 | 条例名 | 成立日 | 施行日 |
|-----|------------------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 松阪市 | 松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例 | 平成 26 (2014) 年 3 月 24 日 | 平成 26 (2014) 年 4 月 1 日 |
| 伊勢市 | 伊勢市手話言語条例 | 平成 27 (2015) 年 10 月 7 日 | 平成 28 (2016) 年 4 月 1 日 |
| 名張市 | 名張市手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例 | 平成 29 (2017) 年 6 月 27 日 | 平成 29 (2017) 年 6 月 27 日 |
| 鈴鹿市 | 鈴鹿市手話言語条例 | 平成 30 (2018) 年 12 月 21 日 | 平成 31 (2019) 年 4 月 1 日 |

7 計画の策定経過

8 三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会 委員名簿

| 分野 | 委員名 | 所属・役職等 |
|--------|-------|----------------------|
| 学識経験者 | 安田 和夫 | 岐阜聖徳学園大学 教授 |
| 当事者団体 | 深川 誠子 | 三重県聴覚障害者協会 会長 |
| | 倭 まゆか | 三重県立聾学校 PTA 会長 |
| 手話関係団体 | 佐藤 俊通 | 三重県手話通訳問題研究会 会長 |
| | 松田 佳子 | 三重県手話サークル連絡協議会 会長 |
| 事業者団体 | 依田 英樹 | キオクシア株式会社 四日市工場 総務部長 |
| 行政関係 | 奥野 修司 | 伊勢市健康福祉部 障がい福祉課長 |
| | 早津 俊一 | 三重県教育委員会 特別支援教育課長 |
| | 服部 秀一 | 三重県立聾学校 校長 |

9 三重県手話言語条例（概要）

【目的】

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与する

【基本理念】

目的に規定する共生社会の実現は、以下の基本的認識の下に図られる

手話とは

- ①独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものである
- ②ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語である

【責務及び役割】

【県の責務】

- ・手話を使用しやすい環境の整備の推進等
- ・観光地等において手話を使用しやすい環境の整備
- ・教育活動等を通じた基本理念に対する県民の理解の促進

【県民の役割】

- (県民)
- ・基本理念を理解するよう努める
 - (ろう者・手話通訳者等)
 - ・基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努める

【市町・関係機関との連携・協力】

- ・県は、手話を使用しやすい環境の整備等に当たっては、市町・関係機関と連携・協力するよう努める

【事業者の役割】

- ・ろう者に対するサービスの提供時又はろう者の雇用時、手話の使用に関して合理的な配慮

施策の推進体制

【計画の策定】

- ・障害者計画において、手話を使用しやすい環境整備に必要な施策を定める

三重県障害者施策推進協議会の意見を聴く。
※同協議会に手話に関する部会を設置

総合的・計画的に推進

【基本的施策】

- ①情報の取得等におけるバリアフリー化等
 - ・県政情報の手話による発信等
 - ・手話による情報取得等のための手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等
 - ・災害時等における手話による情報取得等のための措置
- ②手話通訳を行う人材の育成等
 - ・手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備及び拡充
- ③手話の普及等
 - ・県民が手話を学習する機会の確保等
 - ・県職員に対する手話研修等の実施
 - ・幼児、児童、生徒、学生に対する手話学習の取組の促進
- ④ろう児等の手話の学習等
 - ・ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上、保護者への手話学習の機会の確保
 - ・聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保
- ⑤事業者への支援
- ⑥手話に関する調査研究の推進

施行日：平成29年4月1日
※計画の策定手続に関する規定は、公布の日に行

手話に関する施策の推進のため、財政上の措置を講ずるよう努める

条例の規定については、施行の状況を勘案し、必要に応じて検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする